

お客様各位

2020年2月28日

民法改正（債権法）を踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

2020年4月の「民法の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、下記預金規定等の改定を行います。

記

1. 改定日

2020年4月1日(水)

改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

2. 主な改定内容

- (1) 規定変更時の周知方法等の手続きを明確化しました。
- (2) 成年後見人等ご本人について、成年後見制度の適用を受けた場合も届出を行っていただくことを義務化しました。
- (3) 定期性預金規定の期限前解約の取扱についての明確化しました。
- (4) 民法改正以外で犯罪収益移転防止法等により、各種の取引時確認が求められる事への対応を追加しました。

3. 改定規定

- ・ 当座勘定規定
- ・ 当座（専用約束手形口）勘定規定
- ・ 流動性預金規定集
- ・ 定期預金規定集
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 定期積金（スーパー積金）規定
- ・ 財産形成預金規定集
- ・ キャッシュカード規定集
- ・ 法人キャッシュカード規定
- ・ 貸金庫規定
- ・ 振込規定
- ・ しんきん個人インターネットバンキング利用規定
- ・ ワンタイムパスワードサービス利用規定
- ・ しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定

以上